

## 平成24年度 事業報告

(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)

### I 概況

- 我が国は昭和36年に国民皆保険を達成して以来、国民を支える保険制度として継続するため、制度の充実・強化が図られ、誰もが公平に安心して医療を受けることが出来る環境を実現して参りました。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展、疾病構造の変化、医療技術の高度化等により医療費が年々増加し、国保財政は大変厳しい状況になっています。当国保組合においても、被保険者数は減少し、その一方で医療費負担は増加の傾向にあります。

- 社会保障と税の一体改革などの社会保障制度の在り方については、本年8月に社会保障制度改革国民会議において結論を出すことになっていますが、所得水準の高い国保組合への国庫補助金の見直しに関しても、この場において議論されることになっており、今後の動向を注視していかなければなりません。

- また、一部の国保組合の無資格加入に端を発した組合員資格問題に伴い、会計検査院が平成22年度から全国の国保組合を対象として一斉に実地検査を行った結果、不適切な事例が多く指摘されました。これを受けて厚生労働省から、全ての国保組合に対して「資格取得後の資格の再確認」等を2～3年毎に実施し報告するよう通知がなされ、組合員資格の適用の適正化並びにコンプライアンス（法令遵守）が強く求められています。

- 一方、国庫補助金については、普通調整補助金（普調）の配分方法が見直された結果、平成24年度の当国保組合に対する特別調整補助金は、前年度と比較して8,831万円の減少となりました。

国保組合に対する国庫補助金の見直しは、国保組合の経営基盤に大きな影響を及ぼすこととなります。

- こうした状況の中、業種別母体組織を軸とする連帯と相互扶助の精神に基づき、保険給付をはじめ保健事業の充実等を図り、組合員、御家族の健康の保持・増進に努めてきました。

- 平成24年度の医療費については、対前年度比で、入院+5.3%、通院+4.3%、歯科▲6.4%、調剤費+4.8%となり、医療費合計で+3.3%、被保険者一人当たりで+4.8%の増となりました。

- 特定健診・特定保健指導については、実施5年目の平成24年度の特定健診受診率は目標値70%に対し40.3%（速報値）（前年度39.0%）、特定保健指導利用率は目標値45%に対し12.7%（速報値）（前年度15.9%）となりましたが、目標値を下回っています。

- 平成24年度の決算等の概要は以下のとおりとなりました。

・平成24年度末の組合員数は2,721人、被保険者数は



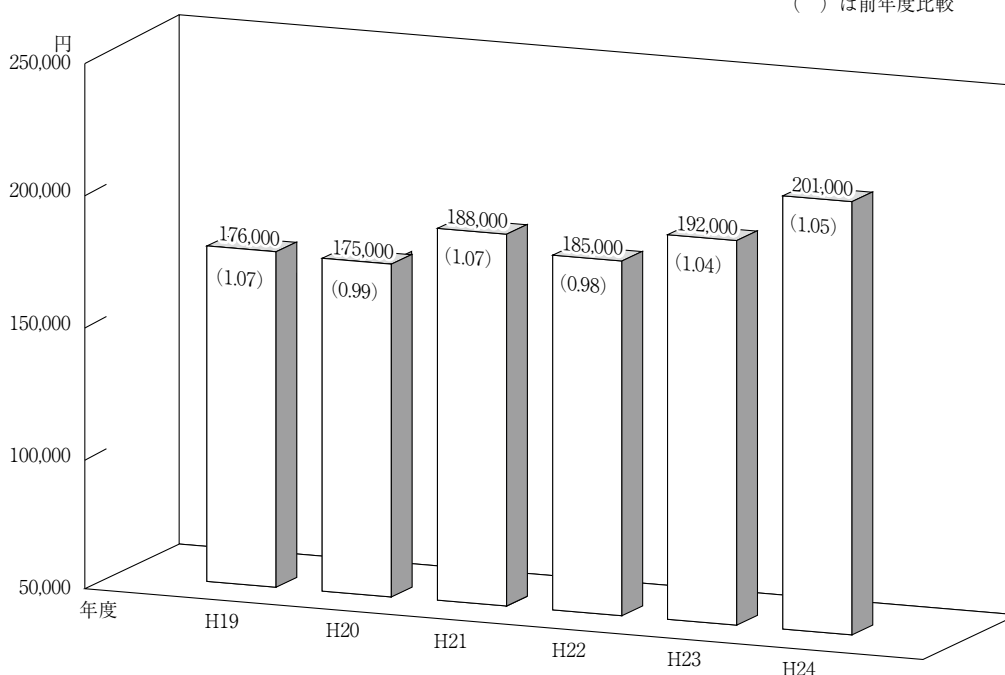
第87回通常組合会

6,786人で、前年度からそれぞれ66人（▲2.4%）、176人（▲2.6%）減少しました。この減少傾向は平成7年度以降続いています。

- ・一方、被保険者のうち前期高齢者数は850人（被保険者数に占める割合：12.5%）、定率補助が13%の特定被保険者数は1,417人（被保険者数に占める割合：20.9%）で、前年度からそれぞれ67人（+7.9%）、4人（+0.3%）増加しました。
  - ・歳入は、国民健康保険料が被保険者数減に伴い前年度比800万円余の減、国庫支出金は、補助金の見直しの影響を受けて2,900万円余の減等により、総額21億1,400万円となり、前年度に比べ5,393万円（▲2.5%）減少しました。
  - ・歳出は、介護納付金が111万円余の減、保健事業費が130万円余の減となったものの、保険給付費4,261万円余の増、後期高齢者支援金1,071万円余の増、前期高齢者納付金2,699万円余の増等により、総額19億3,933万円となり、前年度に比べ1億57万円（5.1%）増加しました。
  - ・この結果、歳入歳出差引額は1億7,467万円となりましたが、前年度からの繰越金3億2,918万円を差し引いた実質単年度収支は▲1億5,451万円となり、大変厳しい収支状況となりました。（平成23年度は2,140万円余のマイナス）
- 今後も、組合員数、被保険者数の減少に伴う保険料収入の減少、国の補助金制度の見直しや特定被保険者数の増加に伴う国庫補助金の減少に加え、医療技術の高度化、高齢化の進展等による保険給付費の増加、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金の負担増などにより、組合財政は一層厳しくなることが予想されます。
- そうした状況ではありますが、組合員及び御家族の健康の保持・増進に努めることはもとより、組合財政の安定に今後とも努めていくこととしています。

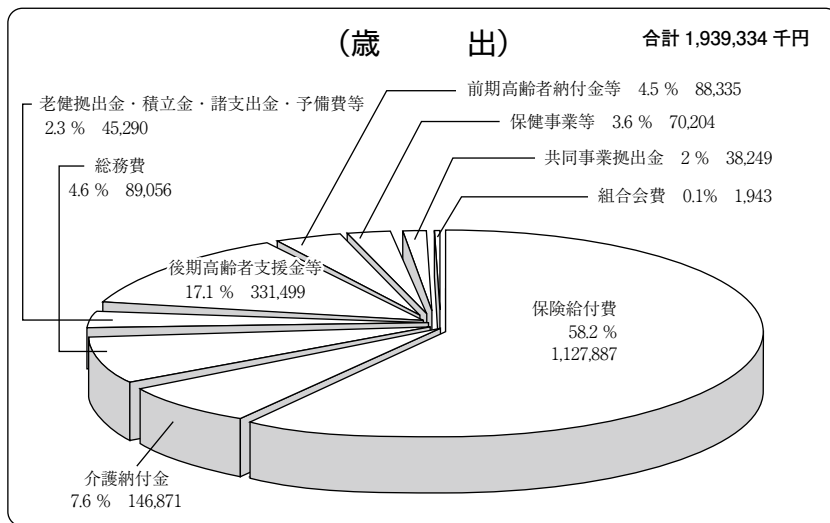
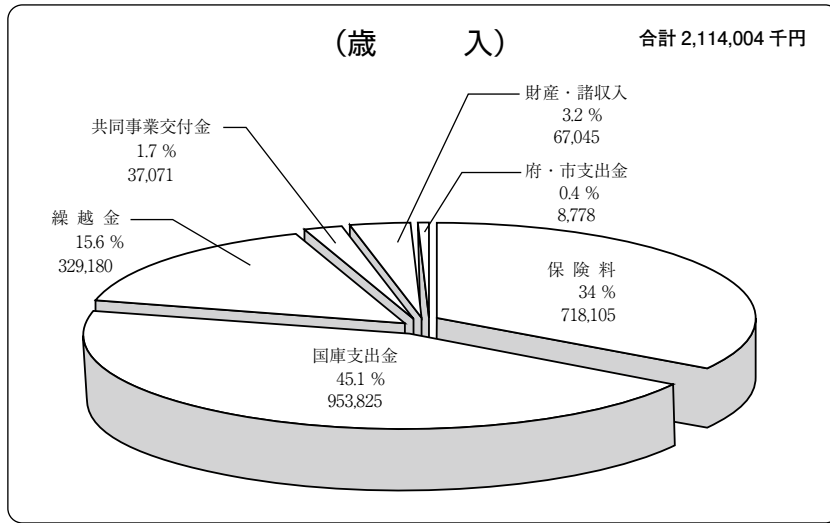
## 1人当年間医療費の動向

単位：円  
（ ）は前年度比較



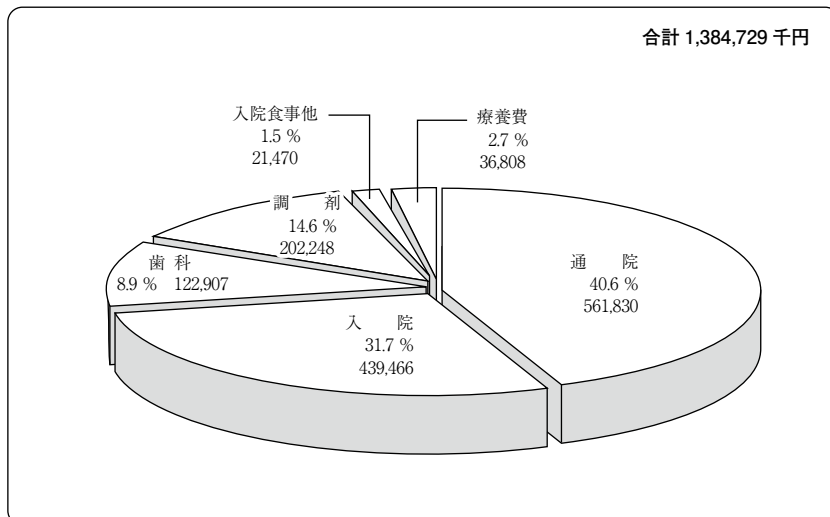
### 平成24年度歳入歳出決算構成グラフ

単位：千円



### 平成24年度医療費の構成割合

単位：千円



## 〈組合員資格の適用の適正化について〉

### ■ 職別国保に加入できる人 ■ ■ ■

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
- 規約に定める母体組合に所属されている人
- 住民票が規約に定める地区内（地域）にある人
- ② ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

### ■ 健保適用除外承認申請の手続きはお済みですか ■ ■ ■

- 個人事業所から株式・有限会社等の法人事業所に事業形態を変更したとき
- 個人事業所で従業員を5人以上雇用する事実に至ったとき
- 法人事業所において、従業員を雇い入れたとき
- ◇ 上記に該当した場合、法律で社会保険（健康保険、厚生年金保険）が強制適用されます。ただし、年金事務所に健保適用除外承認申請を行い、承認を受けていただくことにより、健康保険は職別国保の被保険者として残ることができます。
- ② 厚労省の通達により、やむを得ない場合を除き、事実の発生から5日以内に手続きをするように義務付けられていますので、ご協力をお願いします。

### ■ 職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき ■ ■ ■

- 転廃業等により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、5日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

#### ※ 地区（地域）

《京都府》府内全市町村

《滋賀県》大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域

《大阪府》大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市

《兵庫県》神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、丹波市の区域のうち旧市島町の区域

《奈良県》奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市

《三重県》伊賀市